

平成30年第1回足寄町議会定例会議事録（第1号）

平成30年3月7日（水曜日）

◎出席議員（13名）

1番 熊澤芳潔君	2番 榊原深雪君
3番 多治見亮一君	4番 木村明雄君
5番 川上初太郎君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 高道洋子君
9番 高橋健一君	10番 星孝道君
11番 高橋秀樹君	12番 井脇昌美君
13番 吉田敏男君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君
足寄町農業委員会会長	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
福祉課長	丸山晃徳君
住民課長	松野孝君
経済課長	村田善映君
建設課長	増田徹君
国民健康保険病院事務長	川島英明君
会計管理者	佐々木雅宏君
消防課長	大竹口孝幸君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	沼田聡君
------	------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	上田利浩君
-----------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	櫻井保志君
事務局次長	横田晋一君
総務担当主査	西岡潤君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名< P 3 >
- 日程第 2 会期の決定< P 3 >
- 日程第 3 諸般の報告（議長）< P 4 >
- 日程第 4 議案第 6 号 足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（文教厚生常任委員）< P 4 >
- 日程第 5 行政報告（町長・教育長）< P 4～P 7 >
- 日程第 6 行政執行方針（町長・教育長・農業委員会会長）< P 7～P 20 >
- 日程第 7 報告第 1 号 予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について< P 20 >
- 日程第 8 議案第 13 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について< P 20～P 21 >
- 日程第 9 議案第 14 号 人権擁護委員候補者の推薦について< P 21～P 22 >
- 日程第 10 議案第 15 号 人権擁護委員候補者の推薦について< P 22 >
- 日程第 11 議案第 16 号 第 2 期足寄町障がい者福祉計画・第 5 期足寄町障がい福祉計画・第 1 期足寄町障がい児福祉計画（平成 30 年度～平成 32 年度）について< P 22～P 28 >
- 日程第 12 議案第 17 号 第 5 次足寄町生涯学習推進計画（2018 年度～2022 年度）について< P 28～P 30 >
- 日程第 13 議案第 18 号 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について< P 30～P 32 >
- 日程第 14 議案第 19 号 足寄町指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例の制定について< P 32～P 33 >
- 日程第 15 議案第 20 号 足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例< P 33～P 34 >
- 日程第 16 議案第 21 号 足寄町国民健康保険事業特別会計条例の一部を改正する条例< P 34 >
- 日程第 17 議案第 22 号 足寄町国民健康保険特別会計保険給付費支払準備基金条例の一部を改正する条例< P 34～P 35 >
- 日程第 18 議案第 23 号 足寄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例< P 35～P 36 >
- 日程第 19 議案第 24 号 足寄町介護保険条例の一部を改正する条例< P 36～P 37 >
- 日程第 20 議案第 25 号 足寄町公園条例の一部を改正する条例< P 37 >
- 日程第 21 議案第 26 号 足寄町防災会議条例の一部を改正する条例< P 37～P 38 >

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、平成30年第1回足寄町議会定例会を開会をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名議

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、2番榊原深雪君、3番多治見亮一君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 昨日開催されました、第1回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日、3月7日から3月22日までの16日間とし、このうち、8日から17日までの10日間と20日から21日までの計12日間は休会となります。

次に、審議予定について報告します。

本日、3月7日は、議長の諸般の報告を行った後、2月27日開催の第1回臨時会において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第6号の審査報告を受け審議を行います。

次に、町長・教育長からの行政報告を受けた後、町長・教育長・農業委員会会長からの行政執行方針を受けます。

次に、議案等の審議方法について申し上げ

ます。

最初に、報告第1号の報告を受けます。

次に、議案第13号から議案第15号までと、議案第18号から議案第26号までを即決で審議いたします。

議案第16号と議案第17号については、提案説明を受けた後、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査といたします。

18日、日曜日は一般質問などを行います。

19日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありまして、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第27号から議案第36号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

また、議案第37号から議案第46号までの新年度予算案については、後日、提案説明を受けた後、予算審査特別委員会を設置し、会期中の審査といたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの16日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月22日までの16日間に決定をいたしました。

なお、16日間のうち、8日から17日までの10日間と20日、21日の計12日間は休会といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

よって、12日間は休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、3月9日、金曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いを申し上げます。

3月18日の日曜日は、執行機関の協力を得て日曜議会を開催し、一般質問を行います。

◎ 諸般の報告

○議長(吉田敏男君) 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎ 議案第6号

○議長(吉田敏男君) 日程第4 議案第6号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件における文教厚生常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、原案可決です。

これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 田利議員は反対ですね。わかりました。

起立多数です。

したがって、議案第6号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 行政報告

○議長(吉田敏男君) 日程第5 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長(安久津勝彦君) 議長のお許しをいただきましたので、3件の行政報告を申し上げます。

まず、足寄高校の存続支援について御報告をいたします。

現在、足寄高校における平成30年度の入学希望者は、定員80名に対し69名の出願状況となっており、平成30年度においても一学年学級二間口を維持できる見込みであります。

これも、これまで足寄高校や同校の振興会、足寄高校を存続させる会等の関係機関が連携し行ってきました各種支援策の効果が、生徒確保に確実につながってきているものであり、平成30年度においても足寄高校の魅力さをさらに高め、選ばれる学校づくりを進めるため、引き続き足寄高校存続に係る支援策を実施してまいります。

具体的には、町の補助金により足寄高等学校振興会が実施しております学力向上、PR活動や部活動などへの支援、足寄高校生1年

生の希望者全員をカナダ・ウェタスキウィン市に派遣する足寄高校生海外研修派遣事業や町単独で支援を行っております足寄高等学校通学者補助事業、学校給食の無償提供についても継続して実施することとしております。

株式会社Birth47が運営する公設民営塾足寄町学習塾には、開設当初は37名の登録でしたが、平成29年度は104名が登録いたしました。全生徒に占める登録率は約70%となっており、足寄高校生のための学習塾として着実に定着してきています。2月の第1回臨時会において、平成30年度から3年間の指定管理も御承認をいただきましたことから、今後も足寄高校との連携を強め、より効果的な学習環境の整備に努めてまいります。

平成29年第2回定例会でも報告させていただきましたが、足寄町多目的交流施設の増築工事を行っております。昨年11月の段階で、募集した部屋が満室となるなど、町外からの進学希望者がふえている状況にあり、これも足寄高校支援策が広く浸透してきていると捉えているところであります。

今後も足寄高校存続に向けて、できる限りの支援をしてまいり所存でありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、足寄町食育推進計画を別冊のとおり策定しましたので、御報告を申し上げます。

現在、食育基本法に基づき、国では食育推進基本計画、北海道においてはどさんこ食育推進プランが策定され、食育にかかわるさまざまな施策が実施されております。

食育基本法において、地方公共団体はその区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施する責務を有すると示されていることから、足寄町では昨年5月から健康づくり推進委員会にお諮りをして、食育ワーキング部会を設置し、計画の策定に向け検討をしてまいりました。

計画の内容であります。小中高校の児童生徒のアンケートや一般成人の健診結果等か

ら足寄町の現状と課題を把握し、目指すべき姿と基本目標を設定しています。

基本目標についてですが、一つ目に町民の生活習慣病予防・健康づくりにつながる食育の推進として、正しい食習慣による生活習慣病を予防するなど、健全な食生活を実践する力を身につけていただくための取り組みを推進する内容となっております。

二つ目は、足寄町の農畜産物について理解を深める食育の推進で、農業体験等を通じて安心安全な地元の農業について学び、地産地消の大切さを知るなど、食を選択する力を養う取り組みを推進する内容となっております。

三つ目は、未来を担う子どもを育む食育の推進で、健全な食生活を幼少期から身につけるため、関係機関と連携を図り、幼少期からさまざまな取り組みを推進する内容となっております。

食育は食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることでもあります。

当町はメタボリックシンドロームの割合が北海道平均の16.6%に対し20.4%と高く、糖尿病や高血圧に係る国保医療費の割合も北海道平均と比べ、高い状況となっております。

町民が健康で豊かな生活を築くためには、多くの取り組みを体系的に実施される必要があります。本計画は健康づくり計画の一環としての食育を推進するものであり、関係機関と連携を図りながら、本計画を実行し、町民が健康で生き生きと活躍できるよう農業関係団体や商工団体、教育機関等と連携をし計画を推進してまいります。

今後、町民の皆様には町のホームページや広報誌等で周知する予定となっておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、御報告といたします。

次に、国民健康保険病院の診療体制についてでございます。

国民健康保険病院の医師体制につきまして

は、現在、常勤医師内科3名、外科1名のほか、非常勤の派遣・出張医による診療を行っておりますが、このほど地域の医師不足解消を目的として、平成20年度に北海道が創設した地域枠医師の配置決定がなされ、平成30年4月から新たに寺沢誠医師が当院の常勤内科医師として配置、着任されることとなりましたので、御報告を申し上げます。

寺沢医師は、札幌医科大学医学部出身の28歳、医師免許取得後5年目となる地域枠医師第1期生であり、札幌医科大学研究生として所属する傍ら、現在は帯広厚生病院に内科医師として勤務されております。

また、平成29年4月から、月1回第4日曜日を基本とする当直及び翌日午後3時までの外来診療について、帯広厚生病院からの派遣診療応援という形で、当院の診療を担っていただいております。患者さんにとってはなじみの医師でもあります。

配置される期間につきましては、基本的に1年間となっておりますが、その後も引き続き、地域枠医師第2期生が当院へ配置される予定であり、帯広厚生病院から当院への派遣診療応援につきましても、継続される見込みとなっております。

寺沢医師の着任により、常勤医師が内科、外科合わせて新たに5名体制となることで、一層の医療提供体制の充実が図られるものと期待するとともに、今後におきましても、地域住民が24時間いつでも安心して暮らせるよう、安定的な診療体制の構築に努めてまいります。

なお、関連する予算を今定例会に提案させていただきますので、御審議賜りますようお願いを申し上げ、国民健康保険病院の診療体制についての御報告とさせていただきます。

以上、3件の行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 次に、教育委員会から教育行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

教育長 藤代和昭君。

○教育長（藤代和昭君） 議長のお許しをいただきましたので、足寄町と北海道日本ハムファイターズのパートナー協定に基づく、任期付職員の採用について、御報告申し上げます。

昨年第1回定例会において行政報告をいたしました。平成29年3月25日、本町は北海道日本ハムファイターズと平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間のパートナー協定を締結し、本町のスポーツ・観光・食などを通じたまちづくり事業を、双方のノウハウを生かしながら計画的に実施することといたしました。

本協定では、これらの事業のほか、人材交流事業も大きな柱としていることから、町民のスポーツ活動の推進、体育団体やスポーツ少年団等の育成、支援の一環として町内の野球少年団や中学校、高校の野球指導等にも当たれる方の派遣を球団に要請しております。

このたび、球団の特段の御配慮により、条件が整いましたので、任期付職員として元プロ野球の方1名を採用することとし、本年3月4日、札幌ドームにおきまして、竹田憲宗北海道日本ハムファイターズ球団社長と人材派遣に係る協定を交わさせていただきました。

本町に派遣される職員は、元北海道日本ハムファイターズ選手の池田剛基さんであります。池田さんの略歴等は、別紙に記載しておりますので御参照いたします。

池田さんの採用は、平成30年4月1日から1年間の任期付職員となり、足寄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づいた採用となります。

採用後の職務内容といたしましては、生涯学習室に配属し、その専門性を生かし、本町のスポーツ振興に力を発揮していただく予定となっております。

なお、今回の採用に当たりましては、北海道日本ハムファイターズ竹田憲宗球団社長を初めとする多くの皆様の御理解と御協力によ

り実現しましたことに感謝申し上げますとともに、今後も本町と北海道日本ハムファイターズが連携を図りながら、お互いの発展のために協働していきたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、北海道日本ハムファイターズとのパートナー協定に基づく、任期付職員の採用についての御報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

◎ 行政執行方針

○議長（吉田敏男君） 日程第6 行政執行方針について、町長から行政執行方針を申し述べます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、平成30年第1回足寄町議会定例会の開催に当たり、私の町政執行に臨む基本姿勢と主要な施策について所信を申し上げます。

まず、平成29年度の町政の運営状況につきましては、計画・予算に基づき順調に進んでおります。

平成29年度の最優先課題と位置づけた、平成28年の災害復旧については、人手不足・資材不足等の状況の中、一部を除き主要事業については完了することができました。

町の基幹産業である農業については、全般的に好調に推移し、過去最高に近い総生産高という報告を受け、JAあしよろ並びに生産者各位の頑張りに心から敬意を表するものがあります。

JAあしよろが進めている足寄型農業の確立に向け支援している取り組みについて申し上げますと、1点目は、株式会社北海道ちぬやファームが国の支援も受けながら建設を進めていたバレイショ集出荷貯蔵施設は、2月28日に完成いたしました。今後の足寄農業に果たす役割は極めて大きいものと期待するところであります。

2点目は、JAあしよろが2カ年計画で建

設を進めているバイオガスプラントは、人手不足・資材納品のおくれ等の影響により、工事におくれが出ておりますが、完成に向け、30年度の補助金獲得に向け全力で支援をしてまいりたいと考えております。

3点目は、温泉熱を活用したイチゴ栽培については、北海道の補助を受け、ハウス4棟が完成したことから、今後の安定栽培・供給を期待するところであります。

地方創生関連では、人口減少対策の大きな柱として、子育て応援出産祝金贈呈、保育料完全無償化、学校給食費無償化、足寄高校存続に関する支援等の子育て・教育支援を継続実施してまいりました。あわせて、産業の振興と雇用の場の創出について各種施策を通じ、定住人口の確保、地域経済の活性化に努めてまいりました。

本町の平成28年12月末の人口は7,119人、平成29年12月末の人口は7,035人となっており、1年間で84人の減少となりました。詳細としましては、年間の死亡者97人、出生者38人で自然増減では59人の減、年間の転出者268人、転入者243人で社会増減では25人の減となっております。人口減少はなお続いておりますが、2年続いて二桁の減少となり、人口減少に一定の歯どめがかかっているものと考えております。

平成30年度も引き続き、足寄町第6次総合計画、足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本として、各種施策を展開してまいります。

主な取り組みを申し上げますと、人口減少対策の大きな柱として、子育て応援出産祝金贈呈を初めとし、足寄高校卒業までの子育て・教育支援を継続実施し、安心して子育てできる町を内外にアピールしてまいります。

産業振興・雇用の場の創出・移住定住等については、国の地方創生推進交付金を活用しながら、取り組みを進めてまいります。

昨年3月に北海道日本ハムファイターズと締結したパートナー協定に基づき、本年4月

から元プロ野球選手の派遣をいただくこととなり、3月3日に人材派遣にかかわる、これはちょっと訂正です。3月4日に人材派遣にかかわる協定書の調印を行いました。小・中・高生はもとより、多くの町民の健康づくりに貢献していただけるものと期待をしているところでございます。

高齢者福祉関係では、平成29年度実施設計を進めている、認知症高齢者グループホームについて、早期に具現化できるよう条件整備に努めてまいります。

観光振興につきましては、引き続きオンネト一の魅力創造委員会での協議・検討状況も踏まえながら、阿寒周国立公園満喫プロジェクトとの連携に努め、広域観光の推進に努力してまいります。

調査検討を進めている雌阿寒温泉火山性ガス対策については、対策案が固まり次第、議会報告とともに予算計上したいと考えております。

平成30年度は、開町110年の大きな節目の年であります。現時点では、記念事業として11月中旬に図書館オープンにあわせて記念式典、時期等は未定ですが、足寄町出身の著名人鈴木宗男氏、松山千春氏のお二人による対談形式の催しの2事業、その他各種団体による冠事業を予定しております。詳細が決定次第、議会提案、報告をさせていただきますので、御理解、御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

主な取り組みを申し上げましたが、引き続き、私たちが目指す町の将来像「緑の大地にあふれる幸せ 安全で安心なまち あしよろ」の実現に向けて町政執行に取り組んでまいります。

次に、平成30年度予算編成の重点方針を申し上げます。

一つに、安全・安心な住みよいまちづくりの推進。

二つ目に、産業振興の推進。

三つ目に、学びと文化のまちづくりの推進。

4点目として、総合戦略による人口減少対策の推進。

5点目に、医療と介護・保健・福祉の連携システムの推進。

6点目に、開町110年事業の推進。

以上の6点を基本とし、予算編成を行ったところでございます。

平成30年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算案につきまして、項目ごとにその概要を御説明を申し上げます。

最初に、「足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取り組み等について御説明を申し上げます。

人口減少や少子高齢化が急速に進む社会情勢においても、この地で暮らすことに幸せを感じられる「まち」を維持していくため、平成27年9月に足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、平成31年度までの5年間で人口減少の克服や地方創生の効果が期待できる取り組みを進めることとしておりますが、この総合戦略に掲載した取り組みのうち、平成30年度予算に計上した事業について御説明を申し上げます。

本町の総合戦略では、三つの基本目標を定めております。

基本目標1の「安心して働くための産業振興と雇用の場の創出」にあつては、特産品の開発・PRを進めるための地域おこし協力隊活用事業、滞在型観光施設としての里見が丘公園再整備、店舗等改修費支援等を昨年同様継続して計上をいたしたところでございます。

基本目標2の「若い世代が希望に応じ結婚、出産、子育て、働き方ができる環境づくり」にあつては、不妊治療費助成や平成27年度から実施している保育料完全無償化、子育て応援出産祝金贈呈、障害者日中一時支援事業補助、足寄高校生のための学習塾運営、学校給食費無償化など、切れ目のない子育て支援策を昨年同様計上をしております。

基本目標3の「定住促進、日常生活の機能維持及び地域ネットワークの構築」にあつて

は、移住促進事業、住環境整備補助等を計上をいたしました。

また、基幹産業である農業を軸とした移住定住の促進を図るべく、農業人材育成・移住就労サポート事業を計上しており、国の地方創生推進交付金を活用し、議会とともに足寄町の地方創生を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域活性化の推進について申し上げます。

町内建設業者施工による住宅、店舗等の新築及び増改築工事を対象としておりました住環境・店舗等整備補助金につきましては、商工会と協議を重ね、平成30年度からはさらなる地域経済の活性化と住環境の改善を図るために賃貸住宅及び住宅敷地の舗装化まで支援対策を拡大するとともに、カラマツを構造材として活用した場合には100万円を上限に上乘せする補助制度にリニューアルし、平成29年度から倍増の8,000万円の予算措置をいたしました。

C L Tを核としたカラマツ材活用促進検討業務により、C L T工場の誘致に向けた環境整備を図るとともに、地域材カラマツの生産・供給・活用システムの構築を図ってまいります。

まちづくり活動支援補助金につきましては、平成23年度より実施しておりますが、住民参加によるまちづくりや、住民の主体性が発揮できるまちづくり活動を行う町内住民グループに対し、これまで同様支援してまいります。

また、地域おこし協力隊制度により、インターネットスキル・ウェブデザイン技術などを有する人材を確保し、フェイスブックを初めとしたSNS等の情報媒体の活用により、町の魅力発信を図ります。

ふるさと足寄応援寄附推進事業につきましては、平成26年6月から本町の特産品を全国にPRするとともに、貴重な町の財源となる寄附金収入の増加を図るため、新たな特産品の創出や広告等を実施しております。平成

29年4月には、総務大臣通知により、高額返礼品及び返礼品の調達割合を3割以下とする旨の見直しが求められたことから、平成29年10月に見直しを行っているところであります。

平成29年度の寄附状況につきましては、協力事業者の鋭意努力による新たな特産品の創出をいただきましたが、平成28年度と比較しますと3割程度減少している状況であります。しかし、本事業により地場産業の活性化が図られていることから、継続して足寄町を応援していただけるよう、寄附に対するお礼の特産品贈呈のための報償費や手数料、広告費等の経費を予算措置をいたしました。

次に、防災関係について申し上げます。

防災行政無線施設更新事業といたしまして、防災行政無線のデジタル化にあわせ、平成30年度において、一部既存の防災行政無線との併用にはなりますが、全戸に個別受信機を配備し、平成31年度には全ての地域において新防災行政無線への切りかえを行い、災害情報などが各戸に確実に届けられる体制の整備を図ってまいります。

また、頻発する異常気象、地震、火山噴火などの災害に備えるために、災害備蓄食料の増強、防災ガイドマップの更新を図るとともに、みずからの地域はみずからが守る、自主防災組織の組織化に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、自治会活動の振興であります。自治会は地域における生活上の諸問題、花いっぱい運動等の環境整備や防災、防犯、福祉等の取り組みを通じて、住みよい地域社会づくりやまちづくりの中核となる組織であり、引き続き自治会活動の運営経費に対し支援を行うとともに、今年度から自治会が行う防災や環境美化等の地域コミュニティー活動を支援し、地域の活性化を図ることを目的として、自治会活動活性化交付金を新規に予算計上いたしました。

また、地域の住民が地域の実情に応じて組織化し、自主的に連帯して防災・減災活動を

行う自主防災組織の必要性に鑑み、設立に向けた取り組みを支援してまいります。

次に、新エネルギー利用の推進についてですが、豊富な地域資源を活用し、資源とエネルギーの地域循環による地域経済の振興を目指し、一般町民の皆様に向け、家庭用太陽光発電設備の導入や木質ペレット燃焼機器導入について、本年も継続した支援を行うとともに、より利用しやすい制度へ改善を図ってまいります。

また、再生可能エネルギー利用の普及促進といたしまして、新町温泉付随メタンガス利用について、現在、平成30年度の鉱業権の取得に向け、経済産業省及び関係部局と調整を進めております。鉱業権の取得にあわせメタンガスの利用が開始できるよう、施設整備の調査設計費を当初予算に計上し、施設整備費においては6月の第2回定例会に予算提案する計画であります。このことにより、新町温泉ハウスの電気・熱利用促進を図り、自家消費型・地域地消型の再生可能エネルギーの自立的な普及を図ってまいります。

次に、農業振興対策について申し上げます。

本年度も農業の持続的発展を支える取り組みを行ってまいります。

1点目は、バイオガスプラントの建設について、平成29年7月に着工し、2カ年計画で建設が進められておりますが、平成29年度分の工事において、一部設計内容の変更及び資材納品のおくれ等から年度内完成が困難となったことから、繰越申請を国に提出し承認を受けているところでありますが、本年11月下旬ごろまでにはバイオガスプラントが本格稼働する予定となっております。

また、副産物である発酵消化液の効果的な活用方法について、肥料成分、散布方法、圃場での肥料効果等の実証調査を行い、資源の地域内循環により地域経済への波及効果を図るため、各関係機関と連携をし協議を進めております。

現在、平成30年度において、食料産業・

6次産業化交付金（バイオマス利活用施設整備事業）の獲得を目指して、事業計画書を北海道に提出をしているところであります。

2点目は、平成25年度から着工している、道営草地畜産基盤整備事業（公共牧場整備）について継続して、公共牧場内の施設整備及び生産者の草地整備を実施し、自給飼料の生産性向上を図ってまいります。

また、平成30年度から着工する道営農業競争力強化基盤整備事業畑地帯総合整備（担い手育成型）足寄地区において、畑地帯の基盤整備及び湿害対策に向け、平成30年度は区画整理・暗渠排水等の調査設計業務を行い、平成31年度からは工事施工を行うことで、生産性・所得向上を図ってまいります。

3点目は、農業担い手の確保と育成対策であります。これまで15戸の方が新規就農し営農をしております。

平成30年度には3戸の方が新規就農志向者として経営開始に向け準備を行っており、1戸は平成31年1月に本町では初めての畑作の新規就農者として経営開始するため、農協、関係者と連携し準備を進めております。本年度も引き続き、国の政策である農業次世代人材投資資金事業（旧新規就農者総合支援事業）と一体的に重点政策として推進してまいります。

4点目は、平成27年度から日本型直接支払制度が法制化されたことにより、事業を一体化し、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払補助金交付金を活用し、足寄町農業再生協議会を中心に関係機関、団体と連携を強化し積極的に取り組んでまいります。

5点目は、畜産経営従事者の高齢化及び畜産農家の減少など厳しい状況にある中、畜産経営の安定と向上を図るため、規模拡大等の意欲ある畜産農業者に対する無利子の畜産振興資金貸し付けを、昨年から増額し継続して行います。さらに畜産経営を行う上で大きな影響を与えることとなる家畜伝染病に対する予防対策のため、足寄町家畜伝染病自衛防疫

対策協議会に対し、継続して家畜伝染病予防対策補助金の予算措置を行いました。

6点目は、農畜産物の6次産業化推進に当たり、昨年度に引き続き、地域おこし協力隊に係る予算措置を行いました。

次に、林業振興について申し上げます。

森林・林業を取り巻く状況は、北海道の各地で木質バイオマス発電所の稼働が始まり、活発な木材市況が続いておりますが、原料となる木材供給に苦慮している状況であるとも聞いております。

本町としても、将来にわたり、森林の恵みを楽しめるよう、昨年度に引き続き各事業の補助を実施してまいります。

また、町有林の管理運営についても引き続き、貴重な財産である木質資源を持続・循環させるとともに、森林の持つ公益的機能の維持増進を図ってまいります。

鳥獣被害防止対策については、北海道が実施する鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業を引き続き活用することで、狩猟者の有害鳥獣駆除にかかわる経費負担を軽くするとともに、農林業被害の軽減に努めてまいります。

平成30年度税制改正大綱で、まだ仮称ですが森林環境税創設が決定されたことから、税の譲与とそれを活用した新たな森林管理システムの導入が平成31年度から開始されることになります。

なお、森林環境税の課税は平成36年度からとなりますが、森林環境譲与税の譲与は平成31年度から行われ、平成30年度は譲与税を活用した事業内容の検討及び体制整備を進めることとしております。

今後の市町村が行う具体的な準備としては、森林経営計画が作成されていない森林の所有者を特定し、意向調査を行うことと、森林環境譲与税の譲与が平成31年9月から始まるため、市町村は条例を制定し譲与税を受ける基金条例の制定準備が必要とされています。

今後、北海道及び足寄町森林組合など各関係機関等と連携をし、情報収集を行い、必要

な時期に基金条例等の議会提案をしてまいります。

次に、商工観光振興対策について申し上げます。

まず、商工振興対策であります。地方の小規模事業者は人口の減少とともに市場規模が縮小する厳しい状況にあり、経営の維持のため社会情勢にあわせた対応が求められています。足寄町商工会が平成29年度に国の伴走型支援事業を活用して小規模事業者アンケート調査を行った結果、国の小規模事業者持続化事業補助金の対象とならない経費であっても、実際に小規模事業者が経営を持続させるために必要な場合が多いことから、本年度、新たに小規模事業者の振興と経営支援につなげていくことを目的に、国に補助申請した際に補助対象とならなかった経費等についても、商工会、町内支援機関が審査をし、経営を持続させるために必要と認められる経費に対して、小規模事業振興補助金として支援してまいります。

また、町内中小企業者の経営安定化に資するため、中小企業特別融資制度及び融資保証料の補助などの支援対策を引き続き実施し、金融機関や商工会と連携しながら融資制度の活用を図ってまいります。

次に、観光労働振興対策であります。1点目は、足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点戦略の実現に向けた取り組みとしまして、平成29年度から平成31年度の期間、本別・陸別・足寄の3町で観光を軸とした地域経済の振興の取り組みを継続してまいります。

また、地域おこし協力隊を現在の1名から2名に増員し、商業・観光の活性化を図り、足寄町の特色ある特産品の開発を行ってまいります。

2点目は、地域産業の競争力強化の観点から本町の有するすぐれた自然景観や特産品の魅力の発信に努めます。本町観光の情報発信及び拠点施設であります道の駅における集客力の向上に努め、足寄観光協会など関係者と

連携を図り、チャレンジショップなどにぎわいのある道の駅づくりを図ります。

また、国土交通省が主催する平成29年度モデル道の駅地域交通拠点部門において、道の駅あしよろ銀河ホール21が認定を受けました。モデル認定を受けたことにより、今後視察関係者等がふえ、さらなるにぎわいを期待しているところであります。

3点目は、国の明日の日本を支える観光ビジョンに基づき環境省が実施している国立公園満喫プロジェクトに平成28年度阿寒摩周国立公園が選定され、外国人観光客の誘客と受け入れ体制整備のための実行計画である国立公園ステップアッププログラムを実施しています。

足寄町では、平成29年5月より十勝総合振興局生活環境課、環境省阿寒湖管理官事務所、地元の関係者を中心にオンネトーの魅力創造委員会を設立し、月1回程度ワークショップを開催し、雌阿寒岳・オンネトー地区の持続的な利用と保全のあり方について検討を進め、国立公園地域から市街地地域への観光客入り込み数の増加を図ってまいります。

4点目は、各種イベントについて、第37回足寄ふるさと花まつりや第39回足寄ふるさと盆踊り・両国花火大会実行委員会への支援・協力をしてまいります。

開町110年記念の冠事業としても事業内容の充実を図ってまいります。

5点目は、地場産品開発や起業等創出支援として、平成25年度に創設した足寄町産業振興事業補助金を、本年度も引き続き実施をいたします。

6点目は、平成28年8月以降の台風により大きな被害を受けたラワンブキ鑑賞圃場について、平成29年度は自生地であるため自然状態での回復を見守ってきましたが、土砂や雑草の侵入が大きく回復の見込みがないことから、平成30年度にあしよろ観光協会と連携し復旧を支援してまいります。

7点目の雇用対策については、求人情報を

町ホームページへ掲載するなど、地域外から移入しやすい環境づくりに努めます。

8点目は、十勝東部6町で構成するふるさと東十勝通年雇用促進協議会ですが、平成29年度の総会において、運営委員会で今後の事業の見直しを行うことの承認を受け、協議を行ってまいりました。

事業の見直しとして、労働者不足が大きな課題となっている中で、通年雇用化の支援が必要な季節労働者も減少しており、講習会等の参加者を集めるのに苦勞する状況となっていることから、運営委員会で協議した内容をもとに協議会委員の意見を募った結果、国からの委託事業を一旦休止し、6町の負担金で事業を行っている資格取得に対する4割助成を継続する方向で、季節労働者などの負担軽減を図るとともに雇用促進を進めていくこととなりました。

次に、福祉施策の推進について申し上げます。

まず、子育て支援の充実ですが、平成27年度に創設した子育て安心基金を財源に、引き続き子育て応援出産祝金の支給を初め、認定こども園、へき地保育所、家庭的保育事業所及び学童保育所の保育料の無償化を実施してまいります。

本町の子育て支援施策の充実により、認定こども園、へき地保育所及び家庭的保育事業でお預かりする児童数の合計が、平成28年4月には172人、昨年は192人でしたが、本年4月には15名増の207人となる予定であります。

次に、望んでもなかなか子供を授かることができない御夫婦の経済的負担を軽減するため、男性の不妊治療を含め、特定不妊治療費の助成を引き続き実施いたします。

また、昨年度に制度化した不育症治療費の助成についても、引き続き実施をいたします。

次に、昨年度に引き続き、PET乳がん検診費用の助成、子宮がん検診や乳がん検診を帯広市内医療機関で個別に受けた際の自己負

担の負担額の支援を行うこととしております。

感染症対策では、インフルエンザ予防接種の助成対象者を、これまでは受験や就職活動を控える中学3年生と高校3年生、そして65歳以上の方々としておりましたが、新たに生後6カ月から18歳までの方々や妊婦も対象に拡大し、インフルエンザの蔓延を予防いたします。

また、みずから健康増進に関心を持ち、健康診断や保健事業、健康づくりの行動に積極的に取り組んでいただくためのきっかけづくりとして、健康ポイント事業を実施いたします。

次に、障がい福祉施策ですが、障害児の日中一時支援にかかわる利用者負担の無償化は、引き続き一般財源により実施することとし予算措置をいたしました。

またNPO法人がこの3月に新築移転をしました障がい者就労継続支援B型事業所は、冬期に入り外構工事に着手できなかったことから、平成29年度予算を繰り越して、平成30年度に外構を整備することとなりました。

次に、高齢者福祉施策ですが、高齢者等複合施設むすびれっじの運営を初め、高齢者等の権利擁護や介護支援ボランティア等の実施機関として、足寄町社会福祉協議会に引き続き業務委託をするほか、福祉課総合支援相談室を軸として、医療及び介護サービス事業所等と情報共有を図り、医療と介護・保健・福祉の連携システムの構築に向けた取り組みをさらに推進してまいります。

介護人材の確保・育成事業としまして、介護福祉士の資格を取得するために進学する足寄高校卒業生1名分の修学資金の貸付金、町内の民間介護保険事業所に新たに就職する人や町外から転入する介護従事者を支援する介護従事者就業支援等補助金、町内の介護事業所等に勤務する従業者が介護福祉士の資格を取得する際の受講料等補助金を予算計上しております。

さらに、介護職員初任者研修の資格を取得するための研修を、足寄高校生や町民を対象に町内で開催するための経費を計上しております。

また、60歳以上の単身者、または夫婦どちらかが60歳以上で、独立して生活するには不安がある方が生活するケアハウス銀河の里あしよろが施設整備後20年を経過し、改修が必要となっていることから、施設を運営する社会福祉法人あしよろ敬愛会が行う防水設備や防火設備の改修、舗装部や階段の修繕をする費用の一部に対し補助を行うことといたしました。

次に、足寄町社会福祉協議会が行っている外出支援サービスの車両が老朽化していることから、これまでいただいた老人福祉寄附金とふるさと納税寄附金を財源に車両等の更新費用を補助することといたしました。

次に、足寄霊園の整備について申し上げます。

昨年度に引き続き、老朽化した西側園路のコンクリート平板を張りかえる修繕工事を行ってまいります。本工事は、平成27年度から平成31年度までの5カ年計画で行う予定でありましたが、今年度で完了いたす予定でございます。

次に、環境衛生対策について申し上げます。

ごみ処理につきましては、町民の皆様の御理解と御協力のもと順調に推移しておりますが、今なお一部不法投棄等、環境への影響が心配される事案が見受けられるため、啓発活動を積極的に進めるとともに、関係機関と連携を密にし、防止に努めてまいります。

また、ごみ減量化の取り組みにつきましても、資源ごみの集団回収や生ごみ処理機等の購入に対して、その経費の一部を助成し、ごみの資源化、減量化を図ってまいります。

ごみ処理体制につきましては、平成31年4月から池北三町ともに、十勝圏複合事務組合が運営するくりりんセンターで処理を行うことに伴い、分別方法等を変更するため、ご

み処理手引き書や指定ごみ袋を刷新するとともに、広報や住民説明会等を通じて周知を図ってまいります。

合併処理浄化槽の整備につきましては、公共下水道整備計画区域外の地域におきまして、浄化槽を設置された方に対して、平成20年度から国の補助事業を活用し、整備を進めておりますが、設置費用が高額であるため、10人槽以下の浄化槽を設置する場合は、国の補助に町が上乗せをして限度額を設定した上、浄化槽本体の設置に要する経費の9割を補助金として交付する事業を引き続き行い、生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図ってまいります。

し尿処理につきましては、平成18年4月から帯広市の中島処理場で処理をしておりますが、施設の老朽化に伴い十勝川浄化センター敷地内に建設していた新施設が完成したため、本年4月1日から新施設において処理が行われる予定となっております。

次に、地籍調査事業であります。平成28年度着手の下愛冠4丁目ほか4地区の一部4.70平方キロの一筆調査を行います。

また、西町9丁目ほか5地区の一部0.36平方キロと稲牛地区の一部1.45平方キロについて、平成30年度新規地区として着手し、土地の位置づけの明確化を進めてまいります。

次に、道路整備事業であります。下愛冠1丁目1号通の改良及び西町地区の公共下水道工事区間、上芽登原野線、中矢幹線、茂喜登牛1号支線等の舗装補修を行ってまいります。

また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、共栄橋、結橋の修繕と糠南大橋、芽登温泉橋の調査設計を行います。

道路ストック計画に基づき、北1条通の舗装修繕、南3条通、共励線の調査設計を行い、生活道路等の整備改善を図ってまいります。

次に、公園事業であります。里見が丘公園再整備事業として、遊戯広場の遊具設置を

行います。

また、公園長寿命化計画に基づき、各公園の遊具修繕を行い、地域ニーズに沿った施設整備を図ってまいります。

次に、公営住宅整備であります。はるにれ団地の5、6号棟9戸の新築工事や外構、駐車場、敷地内道路整備を行い、7、8号棟の建築実施設計を行ってまいります。

次に、災害復旧についてであります。平成28年の台風により被害を受けた町道において、未復旧となっております4路線8カ所の復旧工事を行い、車両通行の安全確保を図ってまいります。

次に、営農用水道であります。平成28年度台風災害により露出し応急復旧対応をしておりました芽登第3地区飲雑用施設の配水管について、移設工事を行い維持管理の充実と利用者に安心・安全な水道水の安定的な供給を図ってまいります。

次に、消防体制の推進について申し上げます。

消防費に常備消防管理経費と非常備消防管理経費を設け、常備消防管理経費には、とちかち広域消防事務組合消防負担金等を、非常備消防管理経費には、消防団に要する経費をそれぞれ予算措置をいたしました。

消防自動車更新事業といたしまして、消防ポンプ自動車1台を更新いたします。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、特別会計の簡易水道事業であります。上利別地区で流量計、水位計、残留塩素計などの計装装置の更新と北区浄水場での遠隔監視を図るためのシステム整備を行い、施設管理の充実と安定した水の供給を図ってまいります。

次に、公共下水道事業であります。昨年度に引き続き、西町8丁目から9丁目の污水管敷設、下愛冠1丁目の一部の污水管及び雨水管敷設整備工事を実施し、整備効果の向上を図るとともに、過年度敷設污水管の高圧洗浄やカメラ調査を行い、適正な維持管理を図ってまいります。

また、下水道終末処理場においては、長寿
命化計画に基づき、土木、建築の改修工事を
行います。

次に、介護保険特別会計では、本年2月の
第1回臨時会におきまして、議決をいただき
ました第7期介護保険事業計画の内容に基づ
き、必要な予算措置を行っております。

次に、土地区画整理事業であります。平
成15年2月の事業計画決定以降、関係権利
者初め多くの皆さんの御理解と御協力のも
と、事業展開してまいりましたが、区画整理
登記も終わり、清算金事務の一部を残して、
事業終了のめどが立ちましたので、特別会計
の閉鎖に向け準備を進めてまいります。

次に、介護サービス事業であります。特
別養護老人ホームの運営に当たっては、利用
者の立場に立った質の高いサービスの提供に
努め、家庭的な雰囲気の中でその人らしい暮
らしを保つことができるよう、引き続き利用
者の健康保持、安全・安心して生活が送れる
施設づくりを今後も進めてまいります。

また、現施設は老朽化が進み、建物の構造
や設備等の関係から、現在主流のユニットケ
アや効率的な運用に制限があり、足寄町にお
ける医療と介護・保健・福祉の連携を進める
上でも、現在の特別養護老人ホームにかわる
施設をどのような規模・構成で整備すべきか
は最重要課題であり、今後の介護報酬や診療
報酬の改定、地域包括ケアの推進に係る国の
動向を踏まえて、国保病院の協力も得て慎重
に検討を進めているところでございます。

次に、企業会計について申し上げます。

上水道事業会計であります。持続する水
道を基本理念に、さらなる老朽管路及び道路
改良事業に伴う配水管敷設がえ事業を行い、
地域住民に安心・安全な水道水の安定的な供
給を図ってまいります。

次に、足寄町国民健康保健病院事業会計で
ありますが、平成30年4月から新たに常勤
内科医師1名が1年間配置され、現在の常勤
医4名から5名体制となることで、より一層
医療提供体制の充実が図られるとともに、町

内唯一の入院病棟を有する救急告示医療機関
として、24時間365日の救急患者受け入
れ体制を堅持してまいります。

また、医師や看護師等医療従事者の確保を
図り、住民がいつでも安心して必要な医療を
受けられるよう努めてまいります。

患者さんへの対応においては、常にいたわ
りと思いやりの心を持ち、患者さんの目線に
立って接することができるよう接遇等職員教
育に努め、住民から信頼される病院づくりに
取り組んでまいります。

経営改善につきましては、昨年3年に平成
29年度から平成32年度までの4カ年を対
象とした新足寄町国民健康保険病院改革プラ
ンを策定をいたしました。団塊の世代が75
歳を迎える2025年のあるべき医療提供体
制の将来像を見据えながら、医療と介護・保
健・福祉の連携システムを推進し、必要な医
療提供体制を確保しつつ、財政健全化に向け
た取り組みを着実に進めてまいります。

以上、項目ごとの概要説明を申し上げまし
ましたが、平成30年度の当初予算編成に当た
っては、財政の健全化を念頭に置き、緊急性や
必要性、経費の節減等を十分に考慮し、財源
につきましては町税、地方交付税等において
は不透明な部分が多いものの、限られた財源
の効率的な配分や国の施策を活用し予算編成
を行いました。

申し上げます内容を主として、平成30
年度の予算を編成しました結果、各会計の予
算案の規模は、一般会計で101億8,98
4万3,000円、特別会計全7会計の合計
で31億4,199万3,000円、企業会計
全2会計の合計で16億4,782万2,00
0円、全会計合計で149億7,965万8,
000円となり、前年度当初予算と比較しま
すと、その伸び率は一般会計で2.8%の
増、特別会計総額で4.1%の減、企業会計
総額で0.3%の減、全会計合計で0.9%の
増となりました。

また、一般会計の歳入では、前年度当初予
算と比較し、町税は3%増の8億6,212

万円、地方交付税は1.4%減の41億8,225万6,000円を見込んでおります。基金からの繰入金につきましては、財政調整基金など5つの基金から65.6%増の9億569万円を繰り入れ、町債においては、過疎対策事業債・辺地対策事業債など0.5%増の18億5,928万2,000円を見込んでおります。

今後も限られた財源を効果的に活用し、健全な財政の堅持に努め、町民の皆様と協働のまちづくりを進めてまいり所存であります。

以上、平成30年度の行政執行方針を申し上げます。町議会議員並びに町民の皆様の一層の御支援と御理解をお願い申し上げます、執行方針とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

11時25分まで休みます。休憩といたします。

午前11時10分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

次に、教育委員会から教育行政執行方針を申し述べます。

教育長 藤代和昭君。

○教育長（藤代和昭君） 議長のお許しをいただきましたので、平成30年第1回足寄町議会定例会の開催に当たり、足寄町教育委員会の所管行政の執行に関する方針について申し上げます。

最初に、基本姿勢についてです。

子供たちの心身ともに健やかな成長や、大人の生き生きと学び続ける姿は、時代や社会を越えて町民共通の願いです。

今、学校教育では、社会に開かれた教育課程を実施し、社会に生かされる確かな学力、円滑なコミュニケーションを図る豊かな人間性、活動の源となる健やかな体力などの育成に向け、学校と家庭及び地域が一体となって連携する中で教育の質を保証することが求められています。

一方、生涯学習では生涯学習社会の進展に伴う多様な学習機会やライフステージに応じた学習内容などの充実を図り、自主的な学びを通して、その成果を生かしていく持続可能な基盤づくりを推進していかねばなりません。

足寄町教育委員会といたしましては、こうした状況を踏まえ、教育基本法を初めとする教育関連法や足寄町第6次総合計画及び第5次足寄町生涯学習推進計画などを基底に据え、総合教育会議の協議・調整を尊重し、学校や家庭、地域、関係機関、団体と相互に理解と補完を図りながら、地域の宝である子供たちの健やかな成長につながる学びと町民の生きがいとなる学び合いを推進してまいります。

以下、学校教育と生涯学習の推進について主な施策を申し上げます。

一つ目は、生きる力を育む学校教育の推進についてです。

まず、学習指導要領の基本理念である生きる力の育成に向け、調和と発達のとれた教育課程の管理に努めるとともに、生涯学習推進アドバイザーを活用した指導・助言や進行管理を通し、適正実施を図ってまいります。

次に、保護者・地域に信頼され、安心して託される学校運営に向け、教育委員会が主体性を発揮し、校長会議・教頭会議を通し、的確な指示や指導等の徹底を図ってまいります。さらに、地域とともに歩む開かれた学校づくりに資する学校評議員会議・学校運営協議会や地域参観日の開催、学校評価や地域教育資源の活用、学びの連続性を重視した小中学校の指導連携などを推進してまいります。

生きる力の具体的な方策としまして、確かな学力では、町費による学習支援員及び足寄小学校への期限つき教諭の配置による少人数指導や習熟度別学習、長期休業中の学習機会の提供、家庭への啓発活動などに取り組んでまいります。

また、全国学力・学習状況調査や足寄町生涯学習研究所の学力調査・分析などの結果を

踏まえ、各小中学校に学力向上策や学校改善プランを位置づけて学力向上を図ってまいります。

さらに、国旗・国歌の実施では、儀式的行事等において望ましい形の実施を図ってまいります。

次に、豊かな心では、道德教育を重視し、特別な教科道德・私たちの道德を通して、命の大切さや思いやりの心、規範意識などの涵養、教育相談の充実、読書活動の推進等に取り組んでまいります。特に読書につきましては、想像力や共感性などの豊かな感性を育む学校図書への充実に向け、引き続き蔵書の計画的な整備や町図書館との連携による定期的な巡回配本活動などに取り組んでまいります。

また、いじめは誰にでも起こり得る・犯罪である・命や人権にかかわる問題であるとの共通理解に立ち、足寄町いじめ防止基本方針に基づき未然防止や早期発見と迅速対応、学校・保護者・関係機関との速やかな連携に努めるとともに、重大事案につきましては総合教育会議で協議・調整してまいります。

そして、健やかな体では、全国体力・運動能力、運動習慣等調査や新体力テストの実施を踏まえ、教科体育の充実や体力づくり運動の日常実践化に努め、体力向上や運動の習慣化を推進してまいります。

今日的な教育課題につきましては、食育では栄養教諭の効果的な活用を図り、食に関する指導を推進するとともに、学校給食の衛生・安全管理の充実を図ってまいります。また、魅力ある献立を通し、地場産食材の積極的な活用によるふるさと給食やリクエスト給食を継続し、安全・安心な給食の提供に努めてまいります。

国際理解教育では、国際交流員の積極的な活用を図り、町内の小学校や中学校に派遣して外国語活動や英語授業を支援し、異文化理解など国際理解教育の推進に努めてまいります。

キャリア教育では、関係機関・団体との協力・調整を図り、職場訪問体験学習などを通

し、望ましい職業観や勤労観を培ってまいります。

防災・交通安全教育では、いつでも、どこでも起こり得ることを想定し、各教科の関連学習内容や実施訓練を通して、災害への適切な迅速対応に努めてまいります。

I C T教育では、児童生徒のプログラム教育の必修化に伴う機器等を計画的に整備して効果的活用を図るとともに、インターネットトラブルなど情報モラル教育の徹底に努めてまいります。

環境教育では、足寄中学校の太陽光発電を活用した環境保全やエネルギー教育を理科授業などの教育活動に組み入れてまいります。

特別支援教育では、社会的自立を目指した個別指導計画や教育支援計画に基づく個の障害ニーズに応じた教育活動の展開や、学習支援員の継続配置、あしよろ子どもセンターの連携など、支援体制の充実を図ってまいります。

複式教育では、少人数のよさを生かしたきめ細かな指導計画による個に応じた指導や学習効果を高める集合学習と町内的な交流学习を支援し、地域環境の特性を生かした複式教育の充実を図ってまいります。

足寄高等学校の存続・2間口確保に向けた取り組みにつきましては、足寄高等学校振興会等関係団体と協議・連携し、通学費や海外研修派遣、足寄町学習塾、多目的交流施設などに引き続き支援を継続してまいります。

学校給食につきましては、子育てや人口減少の対策としまして、引き続き小・中・高の児童及び生徒に無償提供をしてまいります。

教育環境につきましては、足寄小学校校舎の老朽化に伴う施設・設備の改修や教職員住宅の改築等を計画的に進めてまいります。

二つ目は、豊かに学び続ける生涯学習の推進についてです。

「笑顔がつながる学びあいのまち」を基本理念とした第5次足寄町生涯学習推進計画を踏まえ、生涯学習社会の実現に向けた社会教育の充実を図り、主体的な学習活動やその成

果をまちづくりやひとづくりに反映していくための支援を進めてまいります。

家庭教育につきましては、子供が最初に接する社会が家庭であることから、家庭教育学級や子育て支援・学習と交流の会すくすくの充実をさらに図ってまいります。また、あしよろ子どもセンターなどの子育てにかかわる関係機関との連携により、家庭教育・子育て支援の充実を努めてまいります。

青少年教育につきましては、人間形成の基盤が培われる青少年期にさまざまな体験活動を通し、自立と共生に富んだ豊かな人材を育成することが望まれており、地域の自然・文化・歴史などの地域素材を生かした自然体験活動「すすめ！あしよろ☆冒険王」の実施を初め、各種ボランティア活動やスポーツ活動、文化・芸術活動などの支援育成に努めるとともに、長期休業中の居場所づくりとしてチャレンジクラブを夏季間と冬季間にわたって実施し、学ぶ意欲や習慣化を図ってまいります。また、地域の教育機関である北海道立青少年体験活動支援施設ネイバル足寄や九州大学北海道演習林との連携を図ってまいります。

成人教育につきましては、今後のまちづくりにとって欠くことのできない重要な視点であり、情報提供やリーダー養成を図る学習機会の充実を努めてまいります。また、ふるさと足寄100年塾生きがいスクールや学遊校の活動として、多様な講座やボランティア活動への積極的な参加など、高齢者の生きがいにつながる豊かな学び合いを支援してまいります。さらに、女性ならではの経験と感性によって活躍する社会が求められており、女性の仲間づくりやまちづくりを推進するための学習機会や情報提供に努めてまいります。

国際交流につきましては、姉妹都市のウェタスキウィン市から引き続き国際交流員を招聘し、保育園児の英語遊び活動ペピーキッズや一般町民を対象とした英会話教室を実施してまいります。

生涯学習の施設につきましては、町民セン

ターと生涯学習館をまちづくりやひとづくりに向けた学習拠点として位置づけ、昨年度からの3カ年計画で町民センター大規模改修を進める中で、11月中にオープンを予定している図書館の計画的整備を図ってまいります。教養や情報の拠点となる図書館につきましては、図書館司書の配置や蔵書の計画的充実を図り、町民が気軽に利用できる機能や利便性などの向上とともに、読書普及活動を推進してまいります。

また、乳幼児・児童への読み聞かせや、乳幼児の絵本との出会いと親子の触れ合いなどを支援するブックスタート事業を継続して取り組んでまいります。

文化・芸術活動の推進につきましては、各種文化団体等が行う自主的な活動を通してすぐれた文化・芸術に触れる機会を提供し、地域文化の伝承や創作活動等を支援してまいります。

文化財につきましては、郷土資料館において、町の歴史や発展の資料を数多く保存していることから、郷土の歴史や文化継承が町民や学校教育、社会教育にも有効活用できるような資料の整理や展示の工夫、情報提供などに努めてまいります。

足寄動物化石博物館につきましては、企画・運営の工夫や発掘体験活動などにより、入館者の充実を努めており、本年度開館20周年を迎え、施設の改修とともに本町の象徴的な学術施設としてさらに価値を高めるための連携を図ってまいります。

国指定天然記念物オンネトー湯の滝マンガン酸化物生成地につきましては、環境省が実施する生態系維持回復事業に参画し、有害魚類の根絶と自然環境の回復を目指し、関係機関との連携を図りながら、保護と活用の両面について具体的方策を検討してまいります。

体育・スポーツの振興につきましては、町民皆スポーツを目指し、「いつでも・どこでも・だれでも」スポーツに参加できる機会の拡充や各種スポーツ施設の安全点検並びに計画的整備を図ってまいります。

また、各関係機関・団体と連携し、指導者の育成や指導体制の充実を図ってまいります。さらに、各種スポーツ大会や北海道日本ハムファイターズとのパートナー協定事業、出前教室、学校開放事業、総合型地域スポーツクラブの育成などを通し、スポーツの振興と普及に努めてまいります。

以上、平成30年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

町議会議員並びに町民の皆様方の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 次に、農業委員会から活動方針を申し述べます。

農業委員会会長 齋藤陽敬君。

○農業委員会会長（齋藤陽敬君） 議長のお許しを得ましたので、平成30年度第1回足寄町議会定例会の開催に当たり、足寄町農業委員会の活動方針について申し上げます。

足寄町農業における昨年の農産物については、小麦は6月の開花期に好天に恵まれたことから豊作を期待していましたが、一部、一昨年の台風及び長雨の播種作業がおくれたことから、前年度と同程度の収量となりました。

豆類につきましては、平年並みの収量を確保することができました。また、ほかの秋作物に関しましては、全般的には豊作となりましたが、ニンジンにつきましては他産地も豊作であったことから販売価格が低迷し、厳しいものとなりました。

酪農につきましては、生乳生産は昨年を下回りましたが、依然として高値が続く个体販売に支えられ、安定した売上高を確保することができました。

一方、和牛につきましては、販売価格が昨夏から若干値下げ傾向にありますが、今後極端な相場の下落はないと思われ、安定したものとなることを期待するところであります。

昨年の足寄町の農業は、総体的には豊作であったと思いますが、本年におきましても豊かな実りある秋を期待をするところであります。

農業委員会業務における活動方針について、次のとおり報告いたします。

1点目に、法令所掌事務の実施について申し上げます。

農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律、その他法令に基づく農地の権利移動・転用に関する事務を適切に実施いたします。

また、毎月総会において農地の権利移動・転用に関する許可等を審議いたします。

2点目に、農地等の利用の最適化について申し上げます。

農業委員会の主たる業務である農地等の利用最適化とは具体的に言うと、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進であります。

担い手への農地利用の集積・集約化については、担い手による優良農地の確保並びに農業経営の規模拡大等、耕作の事業に供される農地の集積・集約化を図る活動を推進します。

耕作放棄地の発生防止・解消につきましては、担い手の高齢化・後継者不足により離農農家の増加や、昨今農業機械の大型化に伴う耕作不適地の遊休化が危惧されておりますが、現在も継続して取り組んでおります農地パトロール等を引き続き実施し、農地の利用の実態を調査することにより、農地を守る活動を推進していきます。

新規参入の促進については、認定農業者・新規就農者等意欲のある担い手に対して、農地の利用調整が図れるよう対応いたします。また、農地所有適格法人及び参入法人に対して、農地の利用について地域農業者との調整、指導を図ってまいります。

3点目に、農業者年金と家族経営協定の取り組みについて申し上げます。

国民年金と合わせて老後の生活を豊かにするため、農業者年金の加入を促進し、年金相談等に応じてまいります。

家族協定につきましては、農業経営において一番必要とするパートナーや後継者への啓

発を行い推進してまいります。

4点目に、農業後継者パートナー対策事業について申し上げます。

21年度より農業後継者パートナー対策委員会を設置し、対策委員会の組織の一員として婚活ツアー等の事業を実施しております。昨年は従来の事業のほか、結婚促進対策支援事業として、成婚に導いていただいた方への謝礼金、小さな出会いの場の企画・実施された方への支援金、また対策委員会で計画した事業以外の婚活パーティーに参加を希望する方へ対策として支援金を助成することとしました。

結果がすぐ伴うものではありませんが、今年度におきましても多くの方が参加したくなるような企画をより多く提供し、一組でも成婚できるように、足寄町農業協同組合青年部と協力して進めてまいります。

最後に、情報発信の取り組みについては、足寄町ホームページ及び農業委員会だよりにより、農業委員会情報提供をし、またインターネットを活用した農地情報等を公表いたします。

農業委員会は、農業者を代表する機関であり、また農業生産の根幹をなす土地と人にかかわる重要な農地行政を担う機関として、農業者の皆様を初め、足寄町、足寄町農業協同組合及び一般社団法人北海道農業会議等関係機関と連携し、農地等の利用の最適化を推進してまいります。

また、私ども農業委員は農業委員会法の改正後12名の新体制でスタートし、本年度が3年目の任期最終年度となりますが、より一層全力で努める所存でございます。

以上、平成30年度足寄町農業委員会の活動方針について報告させていただきました。町議会議員の皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます、30年の活動方針といたします。

どうもありがとうございます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政執行方針を終わります。

◎ 報告第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 報告第1号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま、議題となりました、報告第1号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

平成29年11月18日から平成30年2月21日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により報告する工事又は製造の請け負いは、2ページにございます別紙のとおり8件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第13号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第13号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま、議題となりました、議案第13号固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を足寄町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

提案する方の住所は、足寄郡足寄町平和62番地の13。尾岸秀毅氏。昭和40年1月11日生まれでございます。

提案理由につきましては、平成30年5月8日に任期満了によるものでございます。

既に、尾岸氏は評価委員を務めていただいております。再任、再度選任をいたしたいという提案でございます。

なお、尾岸氏の職歴、学歴、職歴、公職歴等につきましては記載のとおりでございますので、説明省略をさせていただきます。

何とぞ御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第13号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第13号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、同意することに決定をいたしました。

◎ 議案第14号

○議長（吉田敏男君） 日程第9 議案第14号人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま、議題となりました、議案第14号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

提案する方は、足寄郡足寄町西町7丁目3番地37。小林雅子氏。昭和36年12月10日生まれでございます。

提案理由につきましては、現在務めていただいております小林氏、平成30年6月30日任期満了によるものでございます。

再度、推薦をいたしたいということでございます。

なお、小林氏の職歴、学歴、職歴等につきましては記載のとおりでございますので、説明省略させていただきます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第14号人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

原案による者を適正と認めることにしたいと思っておりますが、これに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第14号人権擁護委員候補者の推薦についての件は、原案による者を

適任とすることに決定をいたしました。

◎ 議案第15号

○議長（吉田敏男君） 日程第10 議案第15号人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま、議題となりました、議案第15号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

提案する方は、足寄郡足寄町栄町2丁目164番地の9。寺地優氏。昭和31年7月1日生まれでございます。

提案理由につきましては、前任者の任期満了に伴う新任候補者推薦のためでございます。

なお、提案する方の略歴、学歴、職歴等につきましては記載のとおりでございますので、説明省略させていただきます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第15号人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

原案による者を適任と認めることにしたいと思っておりますが、これに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第15号人権擁護委員候補者の推薦についての件は、原案による者を適任とすることに決定をいたしました。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

昼食のため、休憩をいたします。

1時再開といたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議案第16号

○議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第16号第2期足寄町障がい者福祉計画・第5期足寄町障がい福祉計画・第1期足寄町障がい児福祉計画（平成30年度～平成32年度）の件を議題といたします。

本件につきまして、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 丸山晃徳君。

○福祉課長（丸山晃徳君） ただいま議題となりました、議案第16号第2期足寄町障がい者福祉計画・第5期足寄町障がい福祉計画・第1期足寄町障がい児福祉計画（平成30年度～平成32年度）についての、提案理由について御説明いたします。

足寄町総合条例第11条第1項の規定により、第2期足寄町障がい者福祉計画・第5期足寄町障がい福祉計画・第1期足寄町障がい児福祉計画（平成30年度～平成32年度）を別冊のとおり定めたいので、御提案するものでございます。

本計画につきましては、平成27年3月に策定した足寄町障がい福祉計画の計画期間が平成29年度末で終了することから、計画期間が平成32年度までの障がい者福祉計画、そして新たに策定が必要となった障がい児福祉計画の3計画を一体的に見直し整備するものでございます。

今回策定する計画は、国や道の計画も踏まえ、自己決定の尊重と意思決定の支援、地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取り組み、障害児の健やかな育成のための発達支援等を着実に進めていく内容となっています。

計画策定に当たり、障がい福祉計画等の具現化に向けた協議や提言、差別解消支援地域協議会としての機能も有している学識経験者、障害者団体、障害サービス利用者等の代表者や公募住民等により構成されております足寄町障害者自立支援協議会におきまして、本年度3回の協議会を開催いただき、調査、審議そして御意見をいただき、計画策定に御尽力をいただきましたことに、改めて協議員の皆様に厚くお礼を申し上げます。

また、身体障害者福祉協会足寄分会や社会福祉協議会、障害者福祉サービス事業者と意見交換を行うとともに、町民に広く意見聴取するパブリックコメントを実施し、いただいた御意見を踏まえて見直しを行った後、本年1月30日開催の自立支援協議会におきまして、全員一致で了承されましたことから、本日計画を提案させていただくものであります。

現在、計画書の最終校正を行っており、本日配付の計画書の一部に字句の修正等が行われる可能性があることにつきまして、御了承くださいますよう、よろしく申し上げます。

ボリュームのある内容でございますが、重点項目、特に御説明が必要と思われる内容とポイントを絞って説明させていただきます。

計画書は第1章総論、第2章障がい者福祉計画、第3章障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画の3章による構成とされており、足寄町議会総合条例第1条の11条の規定では、障がい福祉計画のみが議決が必要な計画と規定されておりますが、3計画とも密接に関係するものでございますので、3計画をまとめた別冊全体について、順に御説明をさせ

ていただきます。

初めに1ページ目をごらんください。

最初に第1章総論、1、計画の基本的な考え方、1、計画策定の趣旨であります。平成15年に行政がサービスの提供を決定する措置費制度から障害のある人の自己決定や選択を尊重し、利用者本位のサービスを提供する支援費制度が導入され、平成18年には障害者自立支援法、その後障害者総合支援法、障害者虐待防止法の施行、障害者の権利に関する条約を批准、障害者差別解消法が施行されるなど、近年障害のある人を取り巻く環境は大きく変化してきてます。このような中、本町においては、平成27年には計画期間を平成33年までとする足寄町障がい者福祉計画、計画期間を30年3月までとする足寄町障がい福祉計画を策定し、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

今回、第4期足寄町障がい福祉計画の計画期間が終了することから、第5期足寄町障がい福祉計画を策定するとともに、足寄町障がい者福祉計画の全部改定を行い、また障害のある子供への支援や就労支援など、ライフステージに応じた一体的な取り組みを進めるため、児童福祉法に基づき、障がい児福祉計画を一体の計画として策定するものでございます。

次に2ページ目、計画の性格及び実現ですが、障がい者福祉計画は障害者基本法に基づく計画として、障がい福祉計画は障害者総合支援法に基づくサービス提供体制の確保や施策の円滑の実施に関する障がい福祉計画として、障がい児福祉計画は児童福祉法に基づく障害児の通所支援や相談支援の提供体制の確保に係る目標や必要量の見込み等を定める障がい児計画として位置づけております。

次に3ページ目、3、計画の期間は、平成30年を初年度とし、32年度までの3年計画とします。

続きまして4ページ目でございますが、4、対象とする障害者の範囲、身体、知的、精神、これには発達障害の方も含まれます。そ

の他、心身の機能の障害のある者であって、障害及び社会的障壁による継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方々を対象としており、難病患者の方々も含んでおります。

5、計画の推進管理につきましては、毎年度足寄町障害者自立支援協議会において、推進管理を行うこととしています。

5ページ目に移りまして、2、障害のある人を取り巻く現状。1、人口の推移でございますが、足寄町の人口は平成29年9月末現在で7,077人となっており、国立社会保障人口問題研究所の推計によれば、平成70年には約3,050人、今から約60%減少になるものと推計されてます。2、障害のある人の現状は、足寄町における身体障害者手帳の交付者数は平成25年で501人、29年度は449人、総人口が減少していることもあって微減している状況です。

下のほうで年齢階層別の内訳では、身体障害者手帳を取得している人の年齢は65歳以上の方が81%を占めております。

6ページ目に移りまして、知的障害者の関係では、療育手帳の交付者は平成28年度末で72人、B判定、中軽度の方が微増傾向にあります。療育手帳を所持している人の年齢は18歳から64歳の方が76%と最も高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成25年以降減少しており、平成28年度末現在22人となっています。

7ページ目に移りまして、自立支援医療、通院の利用者は平成28年度末現在で103人となっており、平成25年度以降ほぼ横ばいとなっています。

次に発達障害者についてですが、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、障害者自立支援法の対象として明確に規定されています。

発達障害は障害ごとの特徴がそれぞれ少し

ずつ重なりあっている場合が多く、診断が難しく、発達障害になる人の正確な人数は把握はできていないのが現状です。

次に、高次脳機能障害ですが、脳卒中などの病気や頭部へのけがなどにより、脳を損傷した後遺症として見られる障害で、認知機能障害を主な症状として日常生活や社会生活に制約ができています。精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療の申請の対象とされております。

8ページに移りまして、また手帳の有無にかかわらず、障害者総合支援法に基づくサービス給付対象になることが可能で、見えにくい障害と言われ、障害に関する十分な理解が得られない実態があり、正確な人数は把握できていないのが現状です。

同じく8ページ、難病患者ですが、平成25年の4月の障害者総合支援法の施行により、難病等である人も障害福祉サービスの利用ができるようになりました。

続きまして9ページ目、第2章の障がい者福祉計画基本理念ですが、障害があっても安心して暮らせる地域づくりを基本理念とし、障害のある人もない人も互いに地域社会の一員として、かかわり合い支え合いながら生活していける地域づくりを目指します。

2、計画の目標及び体系、1、計画の目標、①地域生活の支援体制の充実では、サービス提供体制や専門職員及び介護の担い手となる人材の確保などを図り、障害のある人が安心して暮らせる地域づくりを促進します。

②自立と社会参加の促進では、身近な地域での療育や教育の提供、本人の希望や障害特性に応じた就労支援などの取り組みを促進します。また、障害者がみずから進んで参加できる場づくりを行う環境を整備するなど、社会参加の取り組みを促進します。

③バリアフリー社会の実現では、虐待や差別、偏見をなくす心のバリアフリー化、環境のバリアフリー化、情報利用のバリアフリー化など、地域特性を踏まえた取り組みを促進します。

続きまして、10ページ目は、2、計画の体系で、それぞれの計画の目標、施策の区分、方向をまとめております。

続きまして、11ページ目。3、施策の方向と主要施策。1、地域生活の支援体制の充実の生活支援につきましては、考え方にあります、みずからの決定に基づき身近な地域で日常生活または社会生活を営むことのできる体制を整備し、在宅サービスの量的、質的充実を図り、施設入所者等の地域生活への移行を推進するとともに、障害福祉、医療を支える人材の養成、確保に努めます。

12ページ目、主要施策としまして、①生涯を通じた支援の確保。②相談支援体制、地域移行支援の充実。③意思決定支援の推進。

13ページで、④障害福祉サービス、地域生活支援事業の充実。⑤人材の養成、確保。⑥生活安定施策の推進に取り組むこととしております。

次の14ページ、保健医療では、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。主要施策としまして、①適切な保健医療の提供。②障害の原因となる疾病等の予防治療。

15ページ、③精神障害のある人や難病のある人など、障害の特性に応じた支援の充実に取り組むこととしております。

次の16ページでは、2、自立と社会参加の促進、療育教育として。考え方の下のほうですが、心身の発達の段階や年齢に応じた支援を地域で一貫して取り組むことができるよう体制の充実を図ります。

17ページ、主要施策ですが、障害のある子供に対する支援の充実。②学校教育の充実。

18ページ目で、③医療的ケアを必要とする子供への支援の充実に取り組むこととします。

次の19ページ目、就労支援では、意欲や特性に応じた就労機会の拡大と賃金水準の向上や職場定着を促進します。主要施策としまして、町民・企業・行政等が一体となった応

援態勢づくり。②一般就労の推進。

20ページに移りまして、③多様な就労の機会の確保。④福祉的就労の底上げに取り組むこととしています。

次に21ページ目、社会参加では、考え方にあります、障害者が社会参加の主体として活躍できるよう環境整備を促進し、さらに障害のある人と地域住民等が交流する場の整備、意思疎通手段の確保、移動に関する支援に努めます。主要施策として、社会参加の促進。

22ページに移りまして、②スポーツ・文化活動の推進。③生涯学習機会の充実に取り組むこととしています。

23ページ目、バリアフリー社会の実現では、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止として、障害のある人への差別を禁止し、障害のある人の暮らしづらさを解消するとともに、障害者の権利を最大限に尊重することなどについて。主要施策として権利擁護の推進、虐待の防止。②成年後見制度等の利用、活用促進。

24ページ目に移りまして、③理解の促進。④地域福祉活動の推進に取り組むこととしております。

25ページ目、生活環境では、住まいから交通機関、町中まで連続し、また冬期間の環境にも配慮した安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯対策を推進します。主要施策としまして、①住まい・まちづくりのバリアフリー化の推進。②移動交通のバリアフリーの促進。

26ページ目、③防災・防犯対策の推進に取り組むこととしています。

27ページ目に移りまして、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実ですが、アクセシビリティとは、利用しやすさ、使い勝手のよさなどと訳され、誰もが支障なく利用できる仕組みを目指すもので、主要施策としましては、情報通信における情報アクセシビリティの向上。②意思疎通支援の充実。

28ページ目に移りまして、③選挙時における配慮に取り組むこととしています。

29ページ目、第3章障がい福祉計画・障がい児福祉計画に移りますが、これまで御説明させていただきました、第2章の障がい者福祉計画で定める障害者施策の基本的な考えや方針を受けまして、この第3章におきまして具体の成果目標とか実施計画を定めるものです。

1、成果目標ですが、自立を支援する観点から、平成32年度の成果目標を設定します。目標は実績を考慮するとともに、障害のある人の意向、本町の現状を総合的に勘案した上で設定します。1、施設入所者の地域生活の移行につきましては、平成28年度末の施設入所者は31人となっており、施設入所者の9%以上が地域生活へ移行することを国の考えとしておりますため、本町の成果目標は3人を目標としております。

30ページ目に移りまして、2、障害者の重度化、高齢化や親なき後を見据えた地域生活支援拠点等の整備では、地域生活支援拠点は障害者の重度化、高齢化や親なき後を見据え、住みなれた地域で障害児・者やその家族が安心して生活するため、地域社会で支えるシステムの整備が求められており、本別、陸別、足寄町における連携を視野に検討を進めており、また、町内においてもグループホームの整備検討等を進めています。また関係機関、町内関係事業所との連携をさらに強化し、居住支援のための機能、体制づくりの整備を推進します。また、3、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築では、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のないあらゆる人が共生できる社会を構築していく必要があり、関係機関との連携を図り、入院している精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように支援をします。

続いて31ページ目、4、福祉施設から一般就労への移行等ですが、障害のある人やその家族、障害のある人を雇用している企業を

対象とした個別相談会の開催等を通じて、双方の不安感の解消や相互理解の促進を図るとともに、就労場所の確保、拡大を目的とした研修会や情報交換会の場を設定することで、障害のある人の意欲や障害特性に応じた一般就労への移行を支援します。また、足寄町における障害者就労施設等からの物品等調達方針に基づき、物品及び役務の調達を総合的かつ計画的に推進します。

続いて32ページ目、5、障害児支援の提供体制の整備等ですが、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、子どもセンターと教育委員会を中心に、乳幼児から学校卒業まで一貫した包括的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図っております。

続いて33ページ目、2、活動指標等ですが、活動指標及びその確保のための方策を定め、提供体制の計画等の整備を図ります。

1、障がい福祉サービス相談支援では、34ページ下段のとおりで、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括支援サービスについては、これまで利用希望はありませんが、本町はサービスを提供できる事業所がないことから、サービスの提供体制について検討を進めます。

37ページ目に移りまして、第5期計画の見込み量としまして、生活介護、自立訓練、宿泊型の自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、雇用型のA型、また非雇用型のB型、療養介護、就労定着支援等について、実績及び希望等を考慮し見込み量を算出しました。相談支援から利用者の希望を把握するとともに、事業所や関係機関と連携しサービスの質の向上に努めます。

次に38ページ目、短期入所、ショートステイですが、利用希望者のニーズを把握し適切なサービスを提供できる体制の整備を推進します。また、居住系サービスでは、共同生活援助、グループホームや施設入所支援がありますが、39ページ上段のほうで、本町には居住系サービスを提供する事業所がないことから、全て町外のサービスに依存している

状況となっていることから、障害者の地域生活への移行を支援していくためにも、共同生活援助（グループホーム等）の整備に向けた検討を進めてまいります。

4 1 ページ目の中ほどですけれども、計画相談支援については、利用者のニーズに合わせたサービス等利用計画が作成されるよう、相談支援事業所と連携して質の確保向上に努めてまいります。

4 2 ページ目の補装具ですが、取り組みの方向は下のほうですけれども、わかりやすい情報提供を行い、給付を希望する障害者への周知及び把握に努め、公平・公正な支給に努めます。

4 3 ページ目、障害児支援ですが、児童発達支援は日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう障害児に対して適切かつ効果的な指導及び訓練を行う事業で、本町では児童発達支援センターあゆみ園が障害児やその家族に対する支援を行い、必要に応じて発達障害者支援道東地域センターや医療型発達支援センターとの連携を図ることとしております。

4 5 ページ目ですが、障害児の相談支援事業では、中ほどで、サービス提供事業者等と連携し障害児への適切なサービス提供及び障害児とその家族の不安軽減等を図るため、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援体制を確保しております。

次に4 6 ページ目、子どもセンターによる独自の取り組みですが、児童相談の状況、本人や保護者からの相談では、保護者から幼児期の言葉のおくれや発達の不安に関する相談があった場合には、つどいの広場や一時保育の利用を勧め、保護者に負担のない形で見守りを行っています。状況に応じて発達検査を実施し、学校と保護者の面談に同席する、また児童の認知バランスや特性を丁寧に伝え、保護者との相談を重ねながら対応することとしています。

学校からの相談では、授業参観を行い、児童の様子、他児とのかかわりや対人関係性に

ついて情報を共有し、支援についてサポート会議を開催し、また子どもセンター職員を足寄中学校に月1回、足寄高校に月2回、スクールカウンセラーとして派遣し、定期的な面談を実施しているほか、緊急対応が必要なケースについては、速やかに対応することとしております。

次に4 7 ページ目、協議の場ですが、相談があったケースについては速やかにサポート会議等を開催し、支援体制を構築するほか、関係機関で情報を共有し、早期かつ包括的に支援ができる体制を整備しています。

4 7 ページ目の中段から4 9 ページ目までは、これまでの相談対応等の内容をまとめたものでございます。

次に5 0 ページ目、4、地域生活支援事業ですが、理解促進研修啓発事業は、障害がある方へのサポートブックの活用やヘルプマーク、ヘルプカードの普及啓発により、配慮を必要としている人への思いやりのある行動や障害や障害のある人に対する理解の促進を図っていきます。

また、自発的活動支援事業、5 1 ページに移りまして、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業。

5 2 ページ目で、成年後見制度、法人後見支援事業、意思疎通支援事業等の取り組みを進めます。また、日常生活用具給付等事業では、今後もわかりやすい情報提供を行い、日常生活用具の給付を希望する障害者への周知及び把握に努め、5 3 ページ目の下段のほうで、移動支援事業では、社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出の際の移動支援を行ってまいります。また、移動手段がなく継続的な治療を要する腎臓機能障害者につきましては、移動支援も引き続き実施してまいります。

また5 4 ページ目、地域活動支援センター事業では、在宅の障害者等が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供を受け、社会との交流促進等を行う事業で、町内ではNPOが実施をしております。また、日中一時支

援事業は、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うとともに、家族の就労や一時的休息の支援につながっています。

また55ページ目の、自動車改造助成事業では、就労や社会復帰を支援するための事業を継続してまいります。

56ページ目、福祉ホーム事業ですが、住居を必要とする障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、NPOにより開設されており、体験入居を有効に活用し、居住支援を必要とする障害者が円滑に利用できる支援を継続します。

57ページ目から資料編で、策定経過、委員名簿、アンケート調査結果を掲載しております。

アンケート調査は、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の各所持者を対象に、生活状況や障害者サービスの利用意向等を把握するために調査をしたもので、計画策定の際の基礎資料であります。

以上、第5期足寄町障がい福祉計画等の概要を説明させていただきました。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます、提案理由の御説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第16号第2期足寄町障がい者福祉計画・第5期足寄町障がい福祉計画・第1期足寄町障がい児福祉計画（平成30年度～平成32年度）の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めま

す。

したがって、議案第16号第2期足寄町障がい者福祉計画・第5期足寄町障がい福祉計画・第1期足寄町障がい児福祉計画（平成30年度～平成32年度）の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査にすることに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いいたします。

◎ 議案第17号

○議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第17号第5次足寄町生涯学習推進計画（2018年度～2022年度）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育次長 沼田聡君。

○教育次長（沼田 聡君） ただいま、議題となりました、議案第17号第5次足寄町生涯学習推進計画（2018年度～2022年度）について、提案理由の御説明をさせていただきます。

本計画は、足寄町議会総合条例第11条第1項の規定により、第5次足寄町生涯学習推進計画（2018年度～2022年度）を別冊のとおり定めましたので、御提案するものでございます。

本計画は平成24年度に策定いたしました第4次足寄町生涯学習推進計画が平成29年度までの計画であることから、足寄町教育委員会から足寄町社会教育委員の会議に計画策定の諮問をさせていただき、さらに第5次足寄町生涯学習推進計画策定委員会を組織し、第5次足寄町生涯学習推進計画の作成に当たってまいりました。

この間、全体で33回に及ぶ会議や各部会を開催し、検討審議をいただき、平成30年2月16日に足寄町社会教育委員の会議から足寄町教育委員会教育長に答申され、2月20日の定例教育委員会において承認されたところであります。

この第5次足寄町生涯学習推進計画は、足寄町第6次総合計画で示された基本目標実現に向けての施策を具現化するための部門計画で、生涯学習に関係する個別計画と連動させながら生涯学習施策の振興を図り、第4次足寄町生涯学習推進計画の成果と課題を継承し、さらに発展させていくものであります。

それでは、計画の基本的な考えについて、御説明いたします。

別冊の計画書3ページをお開きください。

まず、今後5年間の第5次足寄町生涯学習推進計画のテーマとなります基本理念につきましては、「笑顔がつながる学び合いのまち」とさせていただきます。これまで以上に個人の学びへの参加を促し、さまざまな場で学び、学んだ成果を地域社会で活用し、その活動が人をつなぎ学びの輪を広げ、新たな学習活動やまちづくりにつながる循環型の学び合いを推進していきます。そのことが、失われつつある住民同士のつながりを深めることになり、町民一人一人が笑顔で暮らすことができるまちになると考えています。学んだ人も、学びを通してつながった人も、これから学ぼうとしている人も、生涯学習を通してみんなが笑顔になる、そんな町になってほしいという願いを込めて、この理念を確認させていただきます。

4ページをお開きください。

次に、その基本理念の実現を目指し、4つの重点目標を設定いたしました。

1点目の地域全体で生きる力を育む教育環境づくりですが、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた生きる力を備えた子供の育成が求められています。そのためには、家庭、学校、地域がそれぞれの役割と特性を生かし、相互補完し合いながら地域社会で子供を育てていく必要があります、町全体で教育環境づくりを進めてまいります。

2点目の町民の学び合いを支える生涯学習の環境づくりですが、学習機会のさらなる充実や学習施設の機能強化など、学習環境の整備を図る必要があります。また、町民の学び

を多角的に支援し、学んだ成果や経験を地域やさまざまな場面で生かすことができる仕組みづくりを進め、町民も行政もともに学ぶ、学び合いの環境づくりを図ってまいります。

3点目の人とつながる学びを目指す社会教育の環境づくりですが、本町を持つ豊かな自然、歴史、産業、文化的資源等を学び、学んだことを生かし合いながら、町民が笑顔で暮らしていけるような活力と潤いに満ちた地域づくりを進める必要があります、ともに学び成長し合える社会教育の環境づくりを進めてまいります。

4点目の学びの拠点を生かした読書環境づくりですが、本に触れることは言葉を学ぶ、感性を磨く、創造力を高めるなど、人生をよりよく生きる力を身につける上において必要な要素です。町民待望の図書館がオープンしますが、町民が本に触れる機会の拡充を図り、読書環境づくりを進めるとともに、さまざまな学習活動、情報発信の場として愛され、利用される図書室づくりを進めてまいります。

以上、4つの重点目標を掲げさせていただき、基本理念の実現を目指してまいりますと思います。

7ページをお開きください。

次に、この重点目標の達成のための主要施策をまとめさせていただきます。

具体的な内容については省略させていただきますが、まず重点目標の1点目、地域全体で生きる力を育む教育環境づくりでは、第1節で子供のバランスのとれた生き抜く力の育成。

10ページ、第2節、足寄らしい学校、家庭、地域の連携。

13ページ、第3節、学びを保障する教育環境の充実。

15ページ、第4節、地域全体で進める足寄町の子育ての4点を主要施策とし、それぞれ具体的方向性を記載させていただいております。

19ページをお開きください。

次に、重点目標の２点目、町民の学び合いを支える生涯学習の環境づくりでは、第１節で学びの楽しさを広げる町民の学習環境の整備。

２１ページ、第２節、学びを広げる学習情報の提供と相談体制の充実。

２３ページ、第３節、生涯学習による地域づくり。

２６ページ、第４節、地域に求められる人材の育成の４点を主要施策とし、それぞれ具体的方向性を記載させていただいております。

２９ページをお開きください。

次に、重点目標の３点目、人とつながる学びを目指す社会教育の環境づくりでは、第１節で充実した体験の場の創出と文化活動を担う人材の育成。

３１ページ、第２節、生涯スポーツの推進と健康づくりの奨励。

３３ページ、第３節、楽しさつながる学習活動の推進。

３６ページ、第４節、郷土を未来につなぐ学習活動の充実の４点を主要施策とさせていただいております。

３９ページをお開きください。

最後に、重点目標の４点目、学びの拠点を生かした読書環境づくりですが、第１節でみんなが集える魅力ある図書館づくり。

４１ページ、第２節、新たな出会いを広げる読書活動の推進。

４３ページ、第３節、町民の読書環境の整備の３点を主要施策とさせていただき、具体的な取り組みを進めていきたいと考えております。

なお、これらの主要施策を具体的に進めるための具体的な取り組みや事業については、新年度に５年間の年度計画を作成するとともに、毎年単年度計画を策定、実施してまいります。実施に当たりましては、事業の進捗状況や効果などを評価し、足寄町社会教育委員の会議に報告しながら着実に遂行していくことにしております。

なお、計画書６ページに本計画の構想図、４５ページからは策定に当たっての関係資料を添付しておりますので、御参照願います。

最後になりますが、本計画書は生涯学習に関する町民の意識調査を参考に、生涯学習の必要性を理解していただき、その振興に向けて３０人の本計画策定委員の熱い思いが詰め込まれた計画書となっております。

今後は町民の皆さんにも御理解いただけるよう計画書のダイジェスト版を作成し、自治会各戸に配付させていただきたいと考えております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第１７号第５次足寄町生涯学習推進計画（２０１８年度～２０２２年度）の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査にすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号第５次足寄町生涯学習推進計画（２０１８年度～２０２２年度）の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査にすることに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いいたします。

◎ 議案第１８号

○議長（吉田敏男君） 日程第１３ 議案第

18号地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 丸山晃徳君。

○福祉課長（丸山晃徳君） ただいま議題となりました、議案第18号地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の制定につきましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されること、介護保険法等が一部改正となり法律条項の変更が生じることから、改正となる法律を引用している関係条例における文言の整理等を行うもので、改正が必要な6本の条例につきまして、本条例を制定することにより一括改正をさせていただくものでございます。

次に、条例の内容について御説明申し上げます。

8ページ目、お開き願います。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

第1条の足寄町地域支え合いセンター設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、特に所得の高い層の利用者負担が本年8月に2割から3割になることから、小規模多機能施設の利用料等の額を規則で定めることとする改正を行うものでございます。

第2条の足寄町認知症対応型共同生活介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、認知症について規定している介護保険法の改正による条項番号の変更に対応するもので、実質的な内容の変更はございません。

第3条の足寄町指定地域密着型サービスの

事業の人員・設備及び運営に関する基準を定める条例の一部の改正につきましては、引用している介護保険法と指定地域密着型サービスの事業の人員・設備及び運営に関する基準の改正による介護職員初任者研修課程修了者に限定する内容の文言の追加と引用する条項番号の変更に対応するものでございます。

第4条の足寄町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員・設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、第2条と同様、引用している介護保険法の改正による条項番号の変更に対応するもので、内容の変更はございません。

第5条の足寄町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、引用している介護保険法施行規則の改正による申請者の資格について、病床を有する診療所開設者を加える内容の文言追加に対応するものでございます。

第6条足寄町指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例の一部改正につきましては、引用している指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正により、連携に努めるべき事業者として新たに障害福祉サービスを行っている事業者を加える内容の文言の追加を行うものです。

附則ですが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

なお、9ページから11ページ目に新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第18号地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第19号

○議長（吉田敏男君） 日程第14 議案第19号足寄町指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 丸山晃徳君。

○福祉課長（丸山晃徳君） ただいま議題となりました、議案第19号足寄町指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の制定につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が、平成26年6月25日に公布されたことで、介護

保険法等が一部改正となって、これまで厚生労働省令を基準として都道府県条例で定められていた指定居宅介護支援等の運営基準等が、平成30年4月1日から市町村条例で定める必要が生じたことから本条例を制定するものでございます。

次に、条例の内容について御説明申し上げます。

12ページ目をお開き願います。

足寄町指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例。

第1条は条例制定の趣旨を規定しております。

第2条は、用語の定義であります。

3、4飛ばしまして、第5条。第5条は、指定居宅介護支援事業の基本方針を規定しており、第1項は要介護状態となっても可能な限り、その居宅で能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮すること。

第2項は、利用者の選択に基づき多様なサービスが総合的かつ効率的に提供されるように配慮すること。

第3項は、常に利用者の立場に立って公立中正な支援を行うこと。

第4項は、介護サービスの提供にかかわる関係機関との連携義務等を規定しております。

第6条は、基準該当事業つまり人員・設備または運営基準等のうち、一部の基準を満たさない事業や、足寄町民限定でサービスを提供する事業で、足寄町が認めた事業についても、第5条を準用するという規定です。

第7条は、規則への委任を規定しております。

附則ですが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号足寄町指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例の制定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第19号足寄町指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第20号

○議長(吉田敏男君) 日程第15 議案第20号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 松野 孝君。

○住民課長(松野 孝君) ただいま議題となりました、議案第20号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険法施行令の一部が改正されたため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容について、御説明いたします。

13ページをお開きください。

足寄町国民健康保険条例の一部を次のように改正するものでございます。

第2章の章名及び第2条の改正規定につきましては、国民健康保険法施行令等の改正に伴いまして、国民健康保険運営協議会について、同施行令等から引用している文言に合わせ改めるものでございます。

第6条の改正規定につきましては、北海道が策定した国民健康保険運営方針において、国民健康保険の都道府県単位化に伴いまして、葬祭費の支給額を全道で統一することとされたため、現行の支給額1万円を3万円に改めるものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は平成30年4月1日から施行するとしております。

14ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照願います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。
したがって、議案第20号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第21号

○議長(吉田敏男君) 日程第16 議案第21号足寄町国民健康保険事業特別会計条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 松野 孝君。

○住民課長(松野 孝君) ただいま議題となりました、議案第21号足寄町国民健康保険事業特別会計条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

国民健康保険の都道府県単位化に伴い、新たな制度に対応した予算科目の名称に変更をするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容について、御説明いたします。

15ページをお開きください。

足寄町国民健康保険事業特別会計条例の一部を次のように改正するものでございます。

第2条中、「国民健康保険事業収入国庫支出金、一般会計繰入金、診療報酬支払基金」を「保険税、道支出金、繰入金、繰越金、諸収入」に、「の事業費」を「給付金、納付金」に改めるものでございます。

附則において、この条例は平成30年4月1日から施行するとしております。

同ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照お願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号足寄町国民健康保険事業特別会計条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第21号足寄町国民健康保険事業特別会計条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第22号

○議長(吉田敏男君) 日程第17 議案第22号足寄町国民健康保険特別会計保険給付費支払準備基金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 松野 孝君。

○住民課長(松野 孝君) ただいま議題となりました、議案第22号足寄町国民健康保険特別会計保険給付費支払準備基金条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

国民健康保険の都道府県単位化に伴いまして、保険給付に要する費用は北海道からの交付金により全額賄われ、保険給付費の増加に備えた準備金の積み立ては不要となるため、基金は各年度間における財源調整を行うために活用されることとなるため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容について、御説明いたします。

16ページをお開きください。

足寄町国民健康保険特別会計保険給付費支払準備基金条例の一部を、次のように改正するものでございます。

ただいま御説明いたしましたとおり、基金の設置目的が変わることによりまして、第1条設置の規定、第2条基金の規定を改めまして、第4条運用基金の処理の規定から「足寄町国民健康保険」の文言を削り、第6条処分の規定を改めるものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は平成30年4月1日から施行するとしております。

17ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第22号足寄町国民健康保険特別会計保険給付費支払準備基金条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第22号足寄町国民健康

保険特別会計保険給付費支払準備基金条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第23号

○議長（吉田敏男君） 日程第18 議案第23号足寄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 松野 孝君。

○住民課長（松野 孝徳君） ただいま議題となりました、議案第23号足寄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されたこと等に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容について、御説明いたします。

18ページをお開きください。

改正の内容につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に、国民健康保険法第116条の2の規定の適用を受ける者の特例に関する規定が追加され、現に国民健康保険の住所地特例を受けている被保険者が、後期高齢者広域連合の被保険者となる場合には、前住所地の市町村が加入する広域連合が保険者となるよう見直されたこと等に伴いまして、第3条第2号を改めるとともに、同条に3号を加えるものでございます。

第2条、第6条の改正規定につきましては、文言の修正を行うものでございます。

なお、附則において、この条例は平成30年4月1日から施行するとしております。

19ページ以降に新旧対照表を添付してございますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号足寄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第23号足寄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第24号

○議長（吉田敏男君） 日程第19 議案第24号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 丸山晃徳君。

○福祉課長（丸山晃徳君） ただいま議題となりました、議案第24号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、第1回臨時会に提案し議決をいただきました、第7期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）に基づき、平成30年度から32年度までの第1号被保

険者の全給付段階の保険料率を、平成27年度から平成29年度までの保険料率と同額とするため、年度の改正をお願いするものでございます。

次に、条例の内容について御説明申し上げます。

21ページ目、お開き願います。

足寄町介護保険条例の一部を改正する条例。

足寄町介護保険条例（平成12年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第3項中、「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

附則ですが、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

また、第2条で経過措置を規定しております。

21ページ目右側に新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第24号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第24号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第25号

○議長(吉田敏男君) 日程第20 議案第25号足寄町公園条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長(増田 徹君) ただいま議題となりました、議案第25号足寄町公園条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正は、土地区画整理事業に伴う公園の場所の字地番の改正が主なものでございます。

条例の内容について、御説明いたします。

足寄町公園条例の一部を改正する条例。

足寄町公園条例の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改めるといたしまして、別表第2を改めるものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明させていただきますので、24ページの新旧対照表をお開きください。

24ページの都市公園、街区公園中、足寄橋公園について、土地区画整理事業に伴い字地番を改正するものでございます。

次に、24ページの総合公園の里見が丘公園について、里見が丘公園クラブハウスの建てかえを機に、より幅広い利用に供するため、里見が丘公園レストハウスに改め、また出会いの森に係る場所の地番が大地番で公園用地としてはその一部しか該当していないことが判明したため、表記を33番地の一部と変更するものでございます。

次に25ページをお開きください。

25ページの広場公園中、足寄ウエタスキウィン公園、銀河公園、北4条公園及び北5条公園、並びに都市緑地公園中、利別川緑地公園の5公園について、土地区画整理事業に伴い字地番を改正するものでございます。

22ページの改正条文にお戻り願います。

附則において、条例の施行日を公布の日からとしております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号足寄町公園条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第25号足寄町公園条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第26号

○議長(吉田敏男君) 日程第21 議案第26号足寄町防災会議条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第26号足寄町防災会議条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、防災会議委員に充てている消防関係者について、消防組織の改編、常備消防のとかち広域消防事務組合への統合に伴い所要の改正を提案させていただくものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町防災会議条例の一部を改正する条例。

足寄町防災会議条例の一部を次のように改正する。

第3条第5項中、第6号を次のように改めるといたしまして、第6号を足寄消防団長に改めます。

次に、第7号を追加し、とかち広域消防事務組合足寄消防署長と規定いたします。

次に、第6項中の委員の定数を定めた表について、号数を1号追加したことから、これにあわせて改正を行います。

第3条第7項の改正は、号数の移動に伴う調整でございます。

附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

28ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号足寄町防災会議条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第26号足寄町防災会議条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、3月18日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 2時14分 散会